

令和4年度第1回広島市情報公開・個人情報保護審査会 全体会議事録

1 開催日時

令和4年4月11日（月）午後2時～午後3時

2 開催場所

公文書館研修・会議室（大手町平和ビル8階）

3 出席者

(1) 委員（9名）

片木晴彦委員、ジョージ・R・ハラダ委員、濱野滝衣委員、田邊誠委員、
日山恵美委員、栗原理委員、安井正和委員、福永実委員、松田健之介委員
（岩崎誠委員は所用により欠席）

(2) 事務局（4名）

企画総務局 公文書館館長、主幹（事）主任、主事2名

4 議題

(1) 会長の選任

(2) 職務代理者の指名

(3) 個人情報保護に関する法律の改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直し等の 対応について（諮問）

(4) 部会委員及び部会長の指名

(5) 広島市個人情報保護条例及び同条例施行規則の改正について（報告）

(6) その他

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴人

0名

7 会議資料

(1) 令和4年度第1回広島市情報公開・個人情報保護審査会全体会議事次第

(2) 令和4年4月7日付け広企公第2号「個人情報保護に関する法律の改正に伴う 本市の個人情報保護制度の見直し等の対応について（諮問）」

(3) 広島市情報公開・個人情報保護審査会の「専門部会」の設置について（案）

(4) 広島市個人情報保護条例の改正について 新旧対照表（第1条関係）

(5) 広島市個人情報保護条例の改正について 新旧対照表（第2条関係）

(6) 広島市個人情報保護条例施行規則の改正について 新旧対照表

- (7) 広島市情報公開・個人情報保護審査会の公開に関する取扱要領に係る傍聴要領の改正について
- (8) 不服申立ての状況（情報公開関係）
- (9) 不服申立ての状況（個人情報保護関係）

8 会議要旨

(1) 会長の選任

広島市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、委員の互選により田邊誠委員が会長に選任された。

(2) 職務代理者の指名

審査会条例第6条第3項の規定に基づき、会長が片木晴彦委員を職務代理者に指名した。

(3) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直し等の対応について（諮問）

令和3年5月19日付けで、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律が改正（以下「改正法」という。）され、地方公共団体も改正法の対象となり全国共通ルールでの個人情報の取扱いが適用されることとなった。このため、本市の個人情報保護制度について改正法が施行される令和5年春までに改正法の趣旨に沿うよう見直しを行う必要があり、また、本市の情報公開制度についても個人情報保護制度の見直しとの整合性を図るために対応を検討する必要があることから、これらの事項について、法的な見地から集中的に審議していただくために、審査会条例第3条第2項の規定に基づき、広島市長から諮問があったことを、事務局が説明した。

片木委員から、個人情報保護法と広島市個人情報保護条例の調整を求められるのは、個人情報保護法の令和2年改正、令和3年の改正のどちらであるかとの質問があり、令和3年改正である旨事務局が回答した。

(4) 部会委員及び部会長の指名

審査会条例第8条第2項及び第3項の規定に基づき、会長が「第1部会委員」に片木委員、ハラダ委員、濱野委員の3名を、「第2部会委員」に田邊委員、日山委員、栗原委員、安井委員の4名を、「第3部会委員」に福永委員、松田委員、岩崎委員の3名を指名し、「第1部会部会長」に片木委員を、「第2部会部会長」に田邊会長を、「第3部会部会長」に福永委員をそれぞれ指名した。

また、「専門部会委員」に田邊会長、片木委員、ハラダ委員、日山委員、福永委員、松田委員の6名を指名し、「専門部会部会長」に田邊委員を、「専門部会部会長職務代理者」に片木委員を指名した。

(5) 広島市個人情報保護条例及び同条例施行規則の改正について（報告）

昨年度に行った、広島市個人情報保護条例及び同条例施行規則の改正について、新旧対照表を基に事務局が報告した。

(6) その他

ア 傍聴要領の改正について

傍聴要領の「1 傍聴手続」の(1)において、「会議の傍聴を希望する方は～受付

で住所及び氏名を記入し、」とされているところ、広島市個人情報保護条例第5条第1項において、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で行わなければならないと規定されている趣旨に鑑み、住所等の記入を拒否された場合には、記載は任意であるとの取扱いを明確にするため、傍聴要領の「1 傍聴手続」の(1)の「受付で住所及び氏名を記入し、」の直前に「原則として、」を追加することを事務局が提案し、了承された。

イ 不服申立ての状況について

令和3年度における広島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問件数、審査会が行った答申の件数、令和4年度への繰越件数について事務局が説明した。